

注意喚起（凶器を使用した強盗事件）

平成29年5月2日
在サイパン領事事務所

サイパン島内において、下記の通り凶器を使用した強盗事件が直近で3件発生していることから、注意喚起いたします。

1 事案概要

①

【発生日時】 4月28日（金）午後3時30分頃

【場所】 ラストコマンドポスト

【被害品】 現金、クレジットカード、IDカードなどが入ったバッグ

【概要】 アジア人女性のボーイフレンドが写真撮影している間に、車の助手席で電話をしていた女性がナイフを所持した二人組の男性強盗犯に脅され、バッグが奪れ、犯人らは車で逃走した。

②

【発生日時】 4月29日（土）午前6時00分頃

【場所】 ガグマンKHポーカー

【被害品】 現金

【概要】 オノを所持した男性強盗犯が店内に押し入り、現金を奪い、自転車で逃走した。

③

【発生日時】 5月1日（月）午前6時50分頃

【場所】 バンザイクリフ

【被害品】 現金、キャッシュカード、IDカードなどが入ったバッグ

【概要】 写真撮影していた5人組の女性が、二人組の男性強盗犯にナイフとライフル銃を突きつけられたため、手にしていたバッグを差し出し、犯人らはバッグを持って逃走した。犯人らは逃走前に女性らが乗車していた車のタイヤに穴を開け、パンクさせていたことも判明している。

2 注意点

昼夜を問わず金銭目的の強盗事件が発生しています。

十分に注意を払っていても、このような事件に遭遇したり、不幸にして強盗等の被害に遭ったりすることがあります。

一般的には、無抵抗で金品を差し出した場合、更に生命・身体に危害を加えられる危険性は高くはありません。

くれぐれもこのような事件被害に遭わないようにするために、次の防犯対策を参考に十分注意して下さい。

- (1) 不必要な現金や貴重品は携行しない。
- (2) 人気の少ない場所を訪れたり、人気の少ない時間帯の外出を避ける。
- (3) 車両で移動する際は、全てのドアの施錠を確認する。
- (4) 万が一、このような事件に遭った場合は、
 - ・無理な抵抗は避ける（大声を上げて助けを求めることでも、犯人から抵抗したと見なされ、危害を加えられる恐れがあります。）
 - ・犯人を直視しない、追わない

不幸にしてこのような事件に遭った場合は、犯人の特徴や逃走に使用された車両などの特徴を可能限り記録し、警察（9 1 1）または当事務所（閉館時連絡先 5 8 8 - 7 2 0 1）までご連絡下さい。

在サイパン領事事務所

TEL +1(670)323-7201

FAX +1(670)323-8764

Mail cojsaipan@ag.mofa.go.jp

HP http://www.hagatna.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/saipan_top_j.html